

制定 令和 6 年 4 月 1 日

## 四間道・那古野地区街なみ環境整備事業修景施設整備補助金交付要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、街なみ環境整備事業地区において地域の特性である歴史的街なみを保全・形成するため、建築物等の修景に要する経費の一部を補助することにより良好な街なみの形成を推進することを目的として、補助金を交付することについて、名古屋市補助金等交付規則（平成 17 年名古屋市規則第 187 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 街なみ環境整備補助事業 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日 国官会第 2317 号。以下「交付要綱」という。）に規定する街なみ環境整備事業をいう。
- (2) 街なみ環境整備事業地区 交付要綱に規定する街なみ環境整備事業地区をいい、別図に示す区域とする。
- (3) 建築物等 建築物及びそれに附属する建築設備等並びに外構をいう。
- (4) 修景 建築物等の外観を街なみに調和するよう新築、増築、改修、移設等によって整備する行為をいう。
- (5) 修景施設 修景を行う建築物等をいう。

### (補助金対象区域)

第 3 条 補助金の交付対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、街なみ環境整備事業地区内のうち、四間道都市景観形成地区及び那古野一丁目地区景観協定区域とする。

### (補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金対象区域内において実施される修景で、次の各号のいずれかを満たし、修景施設全体として、補助対象区域の街なみに調和すると市長が認めたものとする。ただし、修景施設が四間道都市景観形成地区と景観協定区域の両方に属している場合は、第 1 号を満たすものに限る。

- (1) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 16 条第 1 項の規定による届出が必要な行為のうち、四間道都市景観形成地区において名古屋市都市景観条例（昭和 59 年名古屋市

条例第 17 号) 第 11 条の 3 の規定により定めた名古屋市景観計画に定める四間道都市景観形成地区の景観形成基準に適合するもので、かつ別表 1 に掲げる具体的な配慮の内容(四間道都市景観形成地区)の 14 項目のうち 2 項目以上に適合するもの。

- (2) 那古野一丁目地区景観協定書第 12 条の規定による事前協議が必要な行為のうち、原則として那古野一丁目地区景観協定区域(以下「景観協定区域」という。)において同協定書第 7 条に定める建築物又は工作物に関する基準に沿ったものとして、同協定書第 10 条に規定する委員会が認めたもので、かつ別表 2 に掲げる具体的な配慮の内容(那古野一丁目地区景観協定区域)の 9 項目のうち 1 項目以上に適合するもの。

#### (補助金交付対象者)

第 5 条 補助金の交付対象となる者は、補助対象事業を行おうとする者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 修景施設の所有者が複数あるときは、当該補助対象事業を行おうとする者を除く所有者全員の同意を得ていること。
- (2) 修景施設の所有者と当該補助対象事業を行おうとする者が異なるときは、所有者全員の同意を得ていること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 名古屋市暴力団排除条例(平成 24 年名古屋市条例第 19 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及び同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者であり、かつ、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

#### (補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、毎年度の予算の範囲内において、別表 3 の区分に応じ、同表の補助対象経費に補助率を乗じて得た額で、補助金対象区域ごとに定める補助限度額を上限とする。ただし、2 以上の区分の補助金を交付する場合、それらの合計金額は、同一敷地ごとに、四間道都市景観形成地区は 200 万円、景観協定区域は 100 万円を上限とする。

- 2 前項の補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### (補助金交付の制限)

第 7 条 補助金の交付を受けた修景施設については、同一の行為に対する助成を行わない。ただし、補助対象事業の工事の箇所が異なる場合はこの限りではない。

- 2 補助対象事業について他の制度による補助金を受ける場合においては、この要綱による補助金を受けることができない。

#### (交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の工事契約締結までに、四間道・那古野地区街なみ環境整備事業修景施設整備補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 修景施設の登記事項証明書（建物及び土地）
- (2) 付近見取図
- (3) 設計図書（配置図、平面図、着色立面図及び仕上表）
- (4) 現況写真（全景及び工事部）
- (5) 工事費見積書
- (6) 同意書（修景施設の所有者の同意が必要な場合に限る）
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは四間道・那古野地区街なみ環境整備事業修景施設整備補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金を交付するに適しないと認めたときは四間道・那古野地区街なみ環境整備事業修景施設整備補助金却下通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業の実施）

第10条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、当該交付決定に係る交付の条件を遵守するとともに、前条の審査を受けた内容に従い補助対象事業を実施しなければならない。

（申請内容の変更）

第11条 補助対象者は、交付申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、四間道・那古野地区街なみ環境整備事業修景施設整備補助金変更承認申請書（第4号様式。以下「変更申請書」という。）に変更の内容がわかる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の内容に影響を及ぼさない軽微な変更の場合は、この限りでない。

（変更承認の通知）

第12条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは四間道・那古野地区街なみ環境整備事業修景施設整備補助金交付決定変更通知書（第5号様式）により、適しないと認めたときは四間道・那古野地区街なみ環境整備事業修景施設整備補助金変更却下通知書（第6号様式）により、補助対象者に通知するも

のとする。

(申請の取下げ)

第 13 条 補助対象者は、交付申請を取り下げるときは、四間道・那古野地区街なみ環境整備事業修景施設整備補助金取下届（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

(着手届)

第 14 条 補助対象者は、補助対象事業に着手した時は、着手届（第 8 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、交付決定通知日から起算して 30 日を経過した日までに提出しなければならない。ただし、補助対象者が当該期間内に提出しないことについて正当な事由があると認められる場合は、この限りではない。

3 着手届の提出に当たっては、工事契約書の写しを添付すること。

(実績報告)

第 15 条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、四間道・那古野地区街なみ環境整備事業修景施設整備補助金実績報告書（第 9 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

(1) 着工前及び完了後の写真

(2) 支払い明細書（領収書又は請求書の写しとその明細書）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、補助対象事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定通知日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。ただし、補助対象者が当該期間内に提出しないことについて正当な事由があると認められる場合は、この限りではない。

(補助金額の確定)

第 16 条 市長は、前条第 1 項の報告を受けたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地確認を行い、交付すべき補助金額を確定し、その旨を四間道・那古野地区街なみ環境整備事業修景施設整備補助金確定通知書（第 10 号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 17 条 前条の通知を受けた補助対象者は、速やかに四間道・那古野地区街なみ環境整備事業補助金修景施設整備補助金交付請求書（第 11 号様式）により補助金の交付を請求するものとし、市長は、請求書の提出があったときは、補助対象者に補助金を交付するもの

とする。

(修景施設の保守及び保全)

第 18 条 補助金の交付を受けた者は、補助対象となった修景施設を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 規則第 23 条ただし書に規定する期間は、工事完了から 10 年間とし、補助金の交付を受けた者は、少なくともその期間、補助対象となった修景施設を保存又は活用するように努めなければならない。

3 補助金の交付を受けた者は、補助対象となった修景施設を第三者に賃貸し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は相続若しくは承継させる場合は前 2 項の規定を当該第三者に継承させなければならない。

(補助金の取消し)

第 19 条 市長は補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定された補助金の全額又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 法令又はこの要綱若しくは市長の指示に違反したとき。

(4) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、四間道・那古野地区街なみ環境整備事業修景施設整備補助金交付決定取消通知書（第 12 号様式）により通知するものとする。

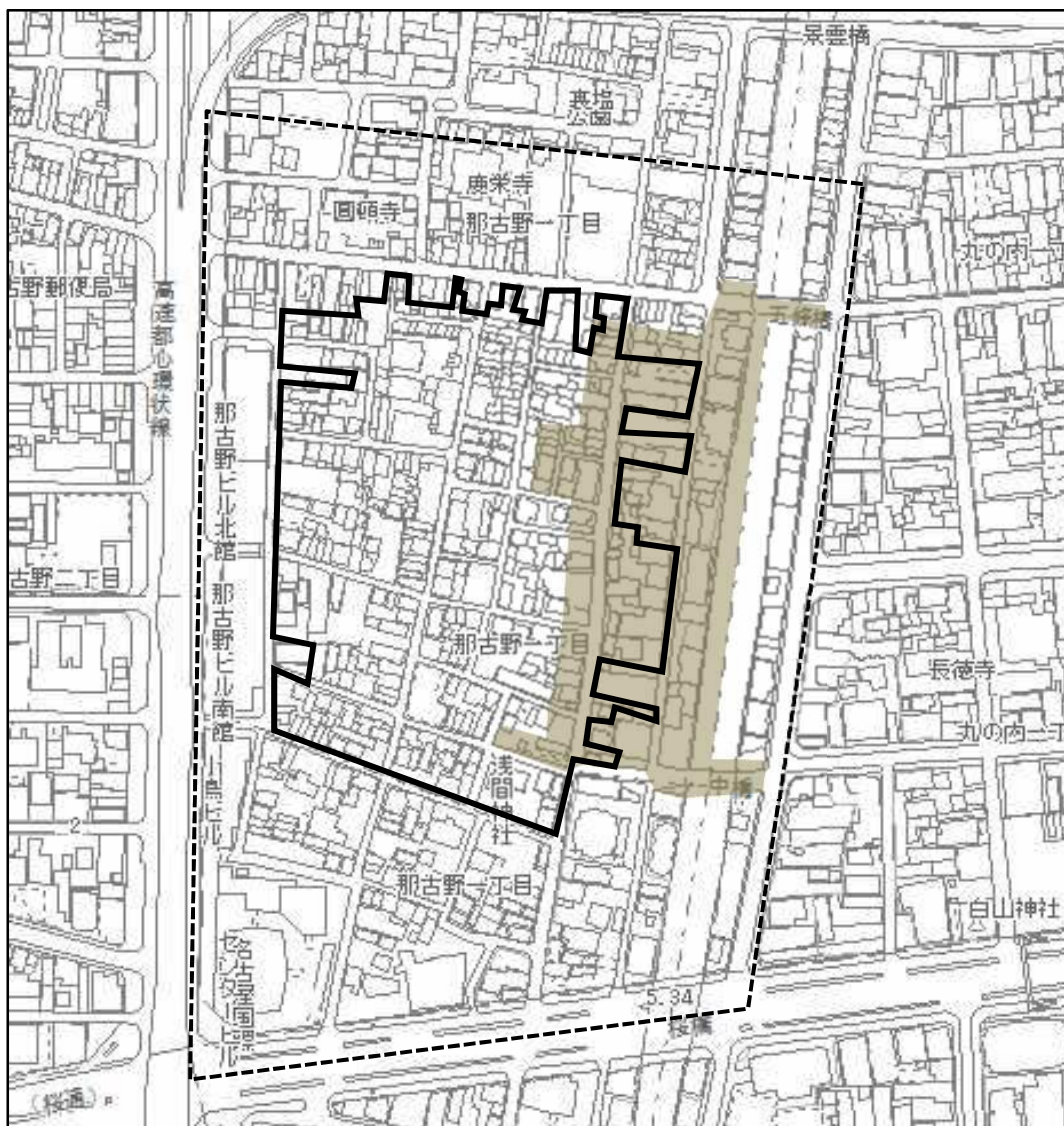
(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別図（第2条関係）



- 街なみ環境整備事業地区
- 那古野一丁目地区景観協定区域（枠内に景観協定区域隣接地を含む）
- 四間道都市景観形成地区

別表 1 (第 4 条関係)

修景項目	具体的な配慮の内容 (四間道都市景観形成地区)
規模・形式	①前庇のついた伝統的な町家形式にする。 ②四間道東側の 1・2 階部分の外壁を石垣の位置に揃える。 ③四間道東側に面している場合は、土蔵造り又はそれを連想させる形態にする。
屋根	④切妻平入屋根にする。 ⑤いぶし日本葺きにする。
外壁	⑥木材、漆喰、石等の自然素材又はそれらを感じさせる化粧材を使用する。
開口部	⑦建具は木製又は濃い茶色のサッシや玄関建具とする。 ⑧窓に格子を設置する。(格子は木材等の自然素材又はそれらを感じさせる化粧材を使用し、色合いは黒、濃い茶等の周囲の景観に配慮したものにする。)
軒庇	⑨建築物の 1・2 階部分には、軒庇を設置する。軒庇は周囲と調和する勾配、色合いとする。
外構	⑩伝統的な形式にならった和風の塀や門を設置する。 ⑪四間道に面して駐車場を設けない(新設、移設、撤去を行う場合に限る)。 ⑫道路に面する駐車場について門・塀や緑化による修景をする。 ⑬四間道東側に面している場合は、既存の石垣の連続性を保つ。新たに石垣を設ける場合は既存の石垣に準じたデザイン・構造にする。
その他	⑭1 階軒庇上に祠(ほこら)を造作する。

※道路から見えない部分は原則対象外

別表 2 (第 4 条関係)

修景項目	具体的な配慮の内容 (那古野一丁目地区景観協定区域)
規模・形式	①前庇のついた伝統的な町家形式にする。 ②1・2 階部分の壁面位置を周辺の建築物を揃える。
外壁	③木材、漆喰、石等の自然素材又はそれらを感じさせる化粧材を使用する。

開口部	④建具は木製又は濃い茶色のサッシや玄関建具とする。 ⑤窓に格子を設置する。(格子は木材等の自然素材又はそれらを感じさせる化粧材を使用し、色合いは黒、濃い茶等の周囲の景観に配慮したものにする。)
軒 庇	⑥建築物の1・2階部分には、軒庇を設置する。軒庇は周囲と調和する勾配、色合いとする。
外 構	⑦伝統的な形式にならった和風の塀や門を設置する。 ⑧道路に面する駐車場について門・塀や緑化による修景をする。
その他	⑨1階軒庇上に祠（ほこら）を造作する。

※道路から見えない部分は原則対象外

別表3（第6条関係）

区 分	補助対象経費	補助率	補助限度額	
			四間道都市 景観形成地区	那古野一丁目地区 景観協定区域
住宅等修景費	住宅等の新築、増築、改築、修繕、模様替え等に係る工事費のうち、修景基準による外観に係る経費	6/10	200万円	100万円
建築設備等 修景費	住宅等の屋外に露出し景観を阻害している建築設備等の隠ぺい、改善に係る工事費	6/10	50万円	30万円
外構修景費	道路等に面する部分の門、塀、さく、植栽等を修景基準により整備する工事費	5/10	70万円	50万円

備考

- ・修景基準とは、四間道都市景観形成地区においては当該地区の景観形成基準、景観協定区域においては那古野一丁目地区景観協定書第7条に定める基準をいう。
- ・補助金限度額は、一敷地（建築基準法施行令第1条第1項第1号に定める敷地）あたりとする。ただし、二以上の建築物がある場合は一棟あたりに、長屋の場合は一戸あたり（各戸の界壁で区切られたもの）に適用するものとする。
- ・補助金上限額以内において、同一区分で重複して補助することを可能とするが、建物等の同一箇所においては重複して助成は行わない。



(参考) 那古野一丁目地区景観協定書第7条に定める事項

- (1) 高さは20m以下とすること。なお、この規定において建築物の高さは、階段室、昇降機塔等の建築物の屋上部分及び手すり、さく等を含むものとし、建築物に定着し、又は継続して設置される工作物の高さ（アンテナ等は高さに含まない。）は、その建築物の地盤面からの高さとする。
- (2) 次の用途に供する建築物の建築及びそれらの用途への変更をしないこと。
  - ア マージャン屋、ぱちんこ屋又は射的場でその用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの
  - イ 勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場又は勝舟投票券発売所
  - ウ カラオケボックス等でその用途に供する部分の床面積の合計が300㎡を超えるもの
  - エ 店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの
  - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの
- (3) 建築物の1・2階の外壁面の位置は、できる限り周辺の建築物にそろえ、街並みの連続性を損なわないよう配慮すること。
- (4) 建築物の外観は落ち着いた色彩とし、無彩色又は茶系を基調とするよう努めること。また、高彩度色は使用する面積を抑え、注意して使用すること。
- (5) 建築物の1・2階の外壁は、木材、漆喰、石などの自然素材又はそれらを感じさせる化粧材などをできる限り使用し、歴史的な町並みに調和するよう努めること。
- (6) 建築物の1・2階は、軒庇の設置や開口部への格子の設置などにより、街並みの連続性や統一感を損なわないよう努めること。
- (7) 建築設備は、道路から目立たないよう配慮すること。また、道路に面して室外機を複数設置する場合は、格子で覆うなど、見えにくいよう配慮すること。
- (8) 駐車場は、歴史的な町並みに調和するよう、車両の出入口をできる限り少なくし、道路に面する部分は塀や柵、植栽などにより修景を行うよう努めること。
- (9) 機械式駐車場は設置しないこと。やむを得ず設置する場合は、周辺の街並みに調和するよう修景を行うこと。
- (10) 道路から見える自動販売機は落ち着いた色彩とし、又は建築物と一体的に設置し、街並みとの調和に配慮すること。